

# 財布の疲れ・金欠に ~FX（外国為替証拠金取引）~

今回は、最近なにかと話題のFX に対する課税について見ていきます。

FXとは外国為替証拠金（保証金）取引のことで、基本的には外貨預金と同様為替の値動きや金利差を使って利益を得る取引のことで、

ただFXの場合は手元にある実際のお金を運用するのではなく、保証金を預けてその数倍の取引をすることができるので、手元資金が少なくても大きな利益や損失が生まれることがあります。

FXの利益に対しては、為替の値動きによる利益も金利差による利益もまとめて課税されます。課税方法ですが、市場取引なのか、相対取引なのかによって課税の方法が変わってきます。



## （1）市場取引の場合

市場取引の場合は、不動産等の売却益と同様に申告分離課税という方法により課税されます。分離という言葉の通り他の所得と分けて課税され、その利益に対して20%（所得税15%・住民税5%）の税金がかかります。**源泉分離課税ではないので、利益が出た場合には原則的に確定申告が必要となります。**また、先物取引と同じ取扱いになることから、他の先物取引により生じた利益や損失と通算をします。

さらに、損失の金額は翌年以後3年間繰り越すことができます。

## （2）相対取引の場合

相対取引の場合は、総合課税という方法により課税されます。総合という言葉の通り他の所得（分離課税のもの以外）と合算して課税され、累進税率により税金を計算します。

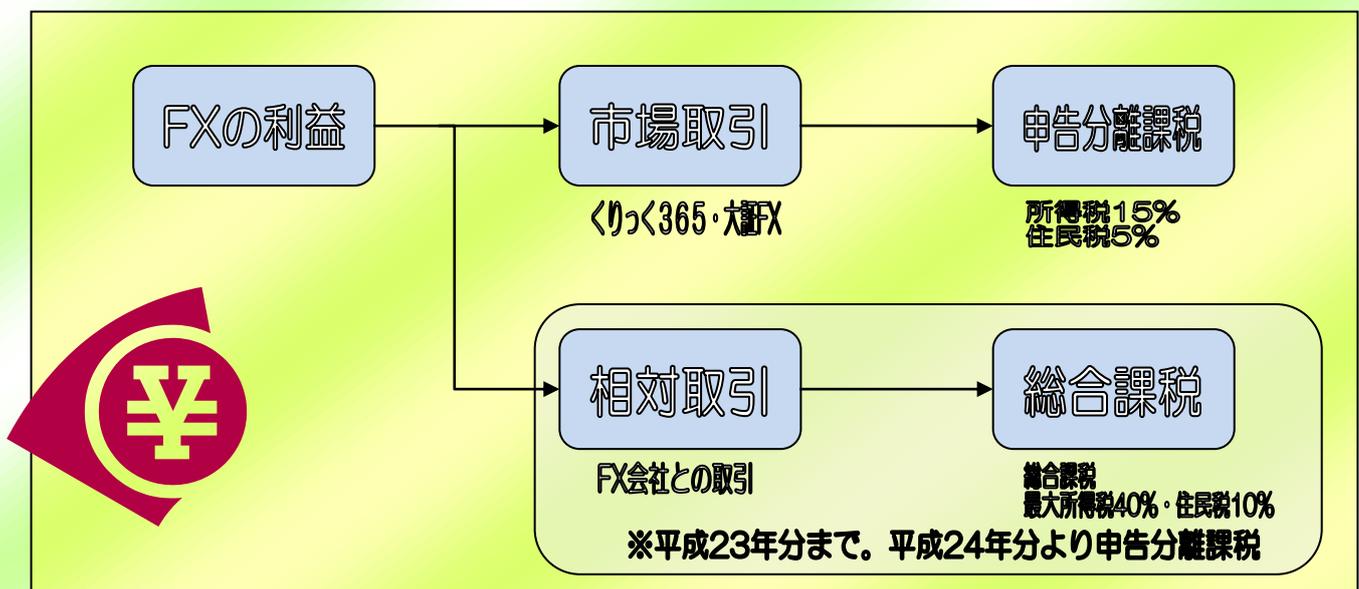
相対取引の場合は他の雑所得の利益や損失と通算することができますが、損失が生じても翌年以降に繰り越すことはできません。



## （3）税制改正

税制改正により平成24年からのFXの利益は**申告分離課税に統一**されます。

次の確定申告（今年の2月から3月に申告するもの）は平成23年分の申告ですので、改正前の方法（分離課税と総合課税に分かれる）により課税されることになります。



カツオ『テストの損失も3年間繰り越せば挽回できるのに』